



平成25年11月8日

各 位

株 式 会 社 関 門 海
代表取締役社長 田中 正
(コード番号：3372 東証マザーズ)
問合せ先 経営支援部シニアマネージャー
田淵 広宣
電 話 番 号 06-6578-0029 (代表)

行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）の行使期間満了に関するお知らせ

当社が平成23年11月7日に第三者割当により発行いたしました、行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）の行使期間が、平成25年11月7日をもって満了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 行使価額修正条項付新株予約権の概要

- (1) 割当日 平成23年11月7日
 - (2) 発行新株予約権数 500個（新株予約権1個につき28株）
 - (3) 当該発行による潜在株式数 14,000株
 - (4) 行使価額 当初行使価額42,180円
（下限行使価額21,090円～上限行使価額84,360円）
 - (5) 割当先 Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及び
Brilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）
 - (6) 行使期間 平成23年11月8日から平成25年11月7日まで
- (注) 1. 当社は平成25年9月30日を基準日として、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割しております。これに伴い、上記のうち、(2)新株予約権1個につき28株を2,800株に、(3)当該発行による潜在株式数14,000株を1,400,000株に、(4)行使価額を下限行使価額21,090円～上限行使価額84,360円をそれぞれ210.9円及び843.6円に、調整されております。
2. 当該行使価額修正条項付新株予約権は、平成24年4月10日にそれぞれの割当先から株式会社ジオブレインに全て譲渡されております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権の権利行使結果について

行使された新株予約権の数 50個

3. 未行使の行使価額修正条項付新株予約権について

未行使の新株予約権につきましては、行使期間満了をもって会社法第287条の規定により消滅いたしました。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微であります。

なお、平成24年5月15日付「当該行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当）の資金用途の変更に関するお知らせ」にて開示いたしました「調達資金の具体的な用途」に関し、資金調達ができなかった金額については、自己資金を充当することといたしました。

以 上